

介護保険料（案）について

1. 介護保険財源負担割合（令和9年度～11年度）

介護保険給付費及び地域支援事業費の財源の主な負担割合は政令で定められている。

保険料（50%）		公 費（50%）			
第1号被保険者 介護保険料	第2号被保険者 介護保険料	国 負担金	国 調整交付金 ※	県 負担金	市 繰入金
23%	27%	20%	5%	12.5%	12.5%

※ 国の調整交付金については、市町村間の介護保険財政格差を調整するために交付されるものであり、5%未満又は5%超の交付率となる市町村がある。

2. 第1号被保険者介護保険料（基準額）の算定のしくみ

第1号被保険者介護保険料（基準額（月額））

$$= \text{保険料収納必要額（ア）} \div \text{予定保険料収納率（イ）} \div \text{保険料の賦課割合で補正した第1号被保険者数（ウ）} \div 12 \text{ か月}$$

（ア）保険料収納必要額

$$= (\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費見込額}) \times \text{第1号被保険者の負担割合（23%）} + \text{調整交付金の不足額等} - \text{介護給付費準備基金の活用}$$

（イ）予定保険料収納率

- ・ 過去の実績に基づく保険料の収納率

（ウ）保険料の賦課割合で補正した第1号被保険者数

- ・ 所得段階ごとの人数に賦課割合を乗じる。第1段階から第3段階については、公費負担による軽減前の賦課割合を乗じる。

3. 保険料段階の設定案について

(1) 標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
標準給付費見込額	262.5 億円	269.8 億円	278.8 億円	811.1 億円
地域支援事業費見込額	18.4 億円	19.0 億円	19.5 億円	56.9 億円
合 計	280.9 億円	288.8 億円	298.3 億円	868.0 億円

※ 令和8年8月1日時点を基準として推計した暫定的な見込額であり、確定した数値ではない。今後、介護報酬の改定等により上記表の数値に変更が生じる。

(2) 第10期保険料（案）について

- ① 人口推計より75歳以上の後期高齢者人口が増加傾向にあり、特に80歳以上の高齢者の増加が顕著である。後期高齢者の認定率は前期高齢者と比較して高くなっていることから、認定者数、サービス利用者数の増加が見込まれる。
- ② 地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切にとらえて、介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計を定めることとされている。施設整備方針として、居住系サービスを中心に引き続き整備を進めることとしている。
- ③ 上記(1)、(2)①②を踏まえ、第10期保険料について試算した結果、現時点の案では、基準額が月額6,758円（年額81,096円）となり、第9期の介護保険料（月額6,200円）から、月額で558円の増となっている。

(3) 第10期保険料段階表の留意事項

- ① (1)の「標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額」より算定したもので、今後、介護保険制度の改正や介護報酬の改定等により、見込み額の変更が生じれば保険料にも影響する。
- ② 保険料段階については、段階数、所得基準額、賦課割合とも第9期から引き続き同じ設定としている。
- ③ 第5段階が基準額である。各段階とも基準額に賦課割合を乗じて保険料を算出する。
- ④ 予定保険料収納率は、99.0%に設定している。
- ⑤ 現時点では介護保険給付費準備基金の取り崩しを反映していないが、保険料上昇の抑制等を図るために、基金の取り崩しを検討する。

(4) 第10期保険料段階表（現時点の案）

保険料段階	対象となる方		賦課割合	第10期 年間保険料	第10期軽減適用後 年間保険料	第9期 年間保険料	差額
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が82.65万円以下の者		基準額 ×0.285 (軽減前0.455)	36,898円	23,112円	21,204円	1,908円
第2段階	本人が市民税非課税 市世帯員非課税が 本人が市民税非課税 市世帯員に いる	前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が82.65万円超120万円以下の者	基準額 ×0.485 (軽減前0.685)	55,550円	39,331円	36,084円	3,247円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の者	基準額 ×0.685 (軽減前0.69)	55,956円	55,550円	50,964円	4,586円
第4段階		前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が82.65万円以下の者	基準額 ×0.85	68,931円		63,240円	5,691円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が82.65万円超の者	基準額(月額) 第9期 6,200円 第10期 6,758円	81,096円		74,400円	6,696円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が60万円以下の者	基準額 ×1.05	85,150円		78,120円	7,030円
第7段階		前年の合計所得金額が60万円超120万円未満の者	基準額 ×1.18	95,693円		87,792円	7,901円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の者	基準額 ×1.22	98,937円		90,768円	8,169円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.28	103,802円		95,232円	8,570円
第10段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	121,644円		111,600円	10,044円
第11段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額 ×1.7	137,863円		126,480円	11,383円
第12段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額 ×1.9	154,082円		141,360円	12,722円
第13段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額 ×2.1	170,301円		156,240円	14,061円
第14段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額 ×2.3	186,520円		171,120円	15,400円
第15段階		前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の者	基準額 ×2.4	194,630円		178,560円	16,070円
第16段階		前年の合計所得金額が820万円以上の者	基準額 ×2.5	202,740円		186,000円	16,740円

※ 保険料の第1段階から第3段階は別枠公費により、それぞれの賦課割合が軽減されている。なお、その財源負担の内訳は、国が1/2、県1/4、市1/4である。第10期についても第9期と同様の公費負担があると想定して設定している。